

税務Q&A



会社で行う慰安旅行に関する注意点

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 山本 教貴
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



当社は設立20周年を迎えるにあたり、20周年記念として全従業員を対象とした慰安旅行(海外)を行いたいのですが、その費用は全額福利厚生費にあたるのでしょうか。なお、現時点で全従業員の70%程度の参加が見込まれています。



1. 使用者が負担するレクリエーションの費用

使用者が役員又は従業員のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は従業員が受ける経済的利益については、使用者が、その行事に参加しなかった役員又は従業員(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、その役員又は従業員に対する給与として課税せず、福利厚生費等として経費処理することができます。

しかし、「社会通念上一般的に行われている。」との判断の税法上の明確な基準はないので、どこまでの内容が福利厚生費かの判断について迷う場合があるかと思えます。

例えば、本問の会社の役員、従業員が、全員家族で構成されている場合には、旅行の内容等によっては、通常の家族旅行と同様であると判断されれば、福利厚生費ではなく、役員賞与、従業員賞与として取り扱う必要があります。

2. 海外慰安旅行費用の取扱い

ご質問のような慰安旅行については、次のように考えられています。旅行の内容が社会通念上一般的に行われている程度のものであり、①旅行の行程が、4泊5日以

内であること(海外旅行の場合は、滞在期間が4泊5日であることとされるため、機内泊はカウントされません。)、②参加する従業員の数が全従業員数の50%以上であること(工場や各支店ごとに社員旅行を実施する場合はその工場や支店ごとの従業員内で50%以上であること)が必要です。(昭和63年5月25日直法6-9外)

社会通念上一般的に行われている程度というのが、いくらなのかということについて、明確な規定はありませんが、一般的には概ね一人当たり10万円程度と言う意見もあるようです。しかし、実際の裁決事例や裁判例では、海外への旅行費用18万円が、社会通念上一般的に行われている程度と認められた事例(平成3年7月18日裁決)や、国内の19万円の旅行費用を社会通念上一般的に行われている程度を超えるとした事例(平成10年6月30日裁決)もあります。

このように、負担額について明確な基準はないため、一人当たり10万円を超える場合については、慎重に判断することが重要です。

3. ご質問のケースでは

全従業員の70%程度の参加が見込まれているので、②の要件を満たしています。社会通念上相当と認められる程度であり、機内泊を除いて4泊5日以内である場合には、福利厚生費として計上できるものと考えられます。

その他、社員旅行の経費計上について、不参加の社員に金銭を支給した場合には、その社員旅行全体について、所得税の課税対象とされてしまう可能性がありますので注意が必要です。

このように社員旅行に関しては、明確な基準がなく、事前に検討・確認することが必要な場合がありますので、その場合は早めに税理士にご相談ください。